

令和5年度 お釈迦まつり「千軒まち大市」出店要項

1 「お釈迦まつり 千軒まち大市」開催概要

- (1) 開催場所 鹿児島県志布志市 志布志市街地
- (2) 開催日時 令和5年4月29日 午前9時30分～午後5時（予定）※雨天決行
- (3) 「千軒まち大市」開催趣旨
鹿児島県下三大祭りの一つとして歴史ある「お釈迦まつり」のパレードが通過する通りに様々なイベントと「千軒まち大市」を実施し、日本一にぎわいのある通りにする。

2 販売及び搬入・搬出スケジュール

4月29日（祝・土）本祭

- (1) 搬入（準備）時間 午前 7時00分 ～ 午前8時30分
- (2) 営業（販売）時間 午前 9時30分 ～ 午後5時00分
- (3) 片付け 時間 午後 5時00分 ～
- (4) 搬出 時間 交通規制解除後（午後5時30分解除予定）
※交通規制解除の案内は放送にてお知らせします。

3 営業終了後の清掃活動

4月29日（祝・土） 時間 午後5時00分～午後5時30分

集合場所 朝の受付場所

※ごみ袋をお渡しします。ゴミは必ずお持ち帰りくださいますようお願いいたします。

4 出店区分

- (1) 飲食ブース（飲食店（仮設又は臨時）営業許可が必要な出店）
- (2) キッチンカー（飲食店（移動）営業許可が必要な出店）
- (3) 軽トラ出店
- (4) 一般販売出店（上記以外の出店）

5 出店資格

市内外を問わず、どなたでも可能。但し、出店者多数の場合は抽選となります。

※露天商の方は、都城露天商業協同組合を通じて露店商エリアに出店

6 出店の配置について

出店の配置については、お釈迦祭り実行委員会に一任くださいますようお願いいたします。

7 出店経費について

出店料は後日請求書を送付しますので、ご持参、ご入金をお願いいたします。

○出店料

- (1) 飲食ブース
1コマ：3,000円（場所のみの提供です）
※1区画 3.0m × 3.0m程度
※テントは各自持参。屋根、側面（三方）を囲えるテント
- (2) キッチンカー
1台：4,000円
軽自動車ベース 長さ3.5m × 幅1.5m程度
1台：5,000円
普通車ベース 長さ6.5m × 幅2.5m程度
- (3) 軽トラ出店
1台：3,000円
※1区画 3.5m × 1.5m程度

(4) 一般販売出店（その場で調理しない食品販売も含む）

1 コマ：2, 000円（場所のみの提供です）

※1区画の広さは、3.0m × 3.0m程度

※雨天対策は各自で行って下さい。

○その他経費

(1) 駐車場使用料 1台：1, 000円（各出店者 1台のみ）

※それ以外の車両は、一般駐車場（無料）へ駐車すること。

(2) 電源 100V：1, 000円

※特殊な電源設備が必要な場合は、別途工賃（3, 000円）が発生します。

8 注意事項

○共通事項

(1) 出店は、各自責任の下で行って下さい。

・安全面には、特に配慮して営業して下さい。（テント【おもし】、電気、ガスの利用）

・飲食店におきましては、消防署、お釈迦まつり安全対策係の検査が行われます。

不備がある場合は出店を取り消しますのでご了承ください。

・火気を使用する場合、必ず消化器をご準備ください。

（スプレータイプの物は不可とさせていただきます。）

※万一、各自の責任下で事故があった場合は、実行委員会では責任を負いかねますのでご了解下さい。

※搬入から搬出まで、貴重品の管理は各自で行って下さい。

※パレード通過中は危険ですので営業活動はブースからはみ出さないようにして下さい。

※受付時にフラッグをお渡しいたします。各自でご準備されるテントに張ってください。

フラッグについては出店終了後受付時の案内所へ返却してください。

(2) 営業時間の厳守

・営業時間以外の営業は行わないでください。また、営業時間内に片付けを始めないようにして下さい。（祭り会場全体の雰囲気乱します。）

(3) 搬入・搬出の車輛の乗り入れについて

・出店前の道路は交通規制がかかります。午前8時30分までに準備を完了させ、車輛を会場外に出して下さい。（※路上駐車厳禁）

○環境美化について

(1) 出店場所は、私有地、公有地です。きれいに清掃して返しましょう。

(2) 会場内にゴミ箱は設置しません。各自お持ち帰り下さい。

(3) 出店後、必ず出店した場所、及びその周辺をきれいに清掃して下さい。

(4) 清掃作業を行わなかった出店者は、次回からの出店をお断りします。

○飲食ブースに関する事項

(1) ゴミの取り扱いについて

・生ゴミ、リサイクルごみ等、出店者の責任で全てお持ち帰り下さい。

(2) 取り扱う食品について

・取り扱う食品は、お客様に提供する直前に加熱調理する食品を原則としています。

・祭り会場で調理する飲食物（かき氷を含む）については、保健所の飲食店営業許可が必要です。

・前日に調理したものを提供しないこと。（加工品は除く）

・衛生面（特に食中毒）には厳重に注意して下さい。

（実行委員会では責任を負いかねます。）